

滝沢市建設関連業務委託競争入札参加資格要綱

全部改正 平成15年1月29日告示第25号

最終改正 令和6年8月21日告示第154号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「滝沢市建設関連業務委託」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント
- (3) 土木関係建設コンサルタント
- (4) 地質調査
- (5) 補償関係コンサルタント

(競争入札の参加者の資格)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる基準に基づき行う資格の審査（以下「資格審査」という。）を受け、滝沢市建設関連業務委託競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されなければならない。ただし、政令第167条の4第1項の規定に該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする場合においてこれを受けていること。
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を現に受けていないこと。
- (3) 営業に関し市長が認める実績を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをした者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者は、別表第1の左欄に掲げる受付の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める提出期限（その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であって、当該日から最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）までに資格審査申請書その他資格審査に必要な書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、提出期限を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、その都度申請書等を提出することができる。

(資格者名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定による申請について、審査し、第3条第1項各号に該当すると認めたと者を資格者名簿に登載するとともに、これを公表しなければならない。

2 市長は、資格者名簿の作成に当たっては、第2条に規定する業務ごとに分類を行い、次に掲げる区分に応じ分類するものとする。

(1) 市内に本社を有する者(市内)

(2) 前号以外の者で、市内に契約権限を委任している支店、営業所等を有するもの(準市内)

(3) 前2号以外の者で、市近郊(盛岡市、八幡平市、岩手郡又は紫波郡)に本社を有するもの(広域)

(4) 前3号以外の者で、岩手県内に本社を有するもの(県内)

(5) 前4号以外の者(県外)

3 市長は、競争入札に参加する資格を有すると認めたと者(以下「資格者」という。)の評点を行うものとし、別表第2に掲げる各項目に該当する点数の合計点をもって評点数とする。

(資格者名簿の有効期限)

第6条 資格審査の結果、資格者が登載されている資格者名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿を持ってこれに代えるものとする。

(変更の届出)

第7条 資格者は、申請書等の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(資格者名簿からの抹消等)

第8条 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格者の資格を取り消すとともに資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。

(2) 申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかになったとき。

(3) 事業を廃止したとき。

2 市長は、資格者が第3条第1号、第2号又は第4号に定める競争入札に参加する者に必要な資格の基準に適合しないこととなったと認めたとときは、当該資格者の資格を取り消し、資格者名簿から抹消することができる。

3 市長は、前2項の規定により資格者の資格を取り消し資格者名簿から抹消したときは、直ちに当該資格者に対し、その理由を明示して書面によりその旨を通知するものとする。

(指名停止等の措置)

第9条 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、滝沢市競争入札等参加資格審査委員会の意見を聴いて、当該指名停止等を行うことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号に該当したとき。

(2) 資格者名簿に登載されている者の責に帰すべき理由により、建設関連業務の委託契約を解除されたとき。

(3) その他著しく不適正な行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止を行った資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により資格者を指名停止したときは、直ちに当該資格者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年9月2日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	提出期限
定期受付	西暦の奇数年の10月末日
中間期受付	西暦の偶数年の10月末日

別表第2（第5条関係）

評価項目	区分	点数
A：業種別年間平均実績高	20億円以上	90点
	10億円以上20億円未満	75点
	5億円以上10億円未満	60点
	1億円以上5億円未満	45点

	1 億円未満	30 点
B : 自己資本額数値	10 以上	30 点
	5 以上 10 未満	20 点
	5 未満	10 点
C : 有資格者数値	110 以上	150 点
	65 以上 110 未満	125 点
	40 以上 65 未満	100 点
	15 以上 40 未満	75 点
	15 未満	50 点
D : 営業年数	35 年以上	15 点
	25 年以上 35 年未満	12.5 点
	15 年以上 25 年未満	10 点
	5 年以上 15 年未満	7.5 点
	5 年未満	5 点
E : ISO9000 シリーズ 認証取得 評点		5 点
F : ISO14001 認証取得 評点		5 点
<p>【備考】</p> <p>自己資本額数値 = 自己資本額 / 年間平均実績高 × 100</p> <p>有資格者数値 = 1 級相当資格者数 × 5 + 2 級相当資格者数 × 2</p>		